

## (仮称) 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画（原案）に対して提出された 意見・情報とそれらに対する県の考え方について

### 1 県民政策コメントの実施結果

令和元年(2019年)12月23日(月)から令和2年(2020年)1月22日(水)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「(仮称) 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画（原案）」について意見・情報の募集を行った結果、8名(団体1者含む)の方から計13件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見等について内容ごとに整理し、それらに対する滋賀県の考え方を別紙のとおりまとめました。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見等の一部は、趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとしています。

### 2 提出された意見・情報の内訳

項 目	件 数
第1章 計画の策定にあたって	0件
第2章 障害者の文化芸術活動の現状	4件
第3章 基本目標と基本的な方向(柱)	0件
第4章 施策の展開	6件
第5章 計画の推進	1件
その他	2件
合 計	13件

### 3 提出された意見・情報の内容とそれらに対する考え方

別紙のとおり

### 4 修正後の滋賀県障害者文化芸術活動推進計画(案)

別添、資料2のとおり

## 提出された意見・情報とそれらに対する考え方

番号	頁	意見・情報の要旨	意見反映等に対する県の考え方
<b>第2章 障害者の文化芸術活動の現状</b>			
1	3	(1 障害者の文化芸術活動の推進にかかる社会情勢(国等の取組状況)) 文部科学省が「障害者の生涯学習の推進方策について(通知)」(令和元年7月8日文科教第237号)を発出し、平成31年3月に公表した「障害者の生涯学習の推進方策について―誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して―」(報告)を踏まえた取組を期待している。こうした動きも追記すべきではないか。	計画(原案)どおり 本計画で記載している国等の取組については、障害者の文化芸術活動の推進に関連する法律や法律に基づく計画等について記載しており、通知については掲載していません。
2	5	(2 本県における障害者の文化芸術活動の取組状況 (1) 障害者の文化芸術活動の歴史) NO-MAでの「～ing」展の取組など、発表の場があることは、障害のある子を持つ保護者にとっても喜ばしいことである。	その他 いただいた御意見を踏まえ、発表機会の充実に向けた計画的・継続的な取組が一層促進されるよう取り組んでまいります。
3	5	(2 本県における障害者の文化芸術活動の取組状況 (1) 障害者の文化芸術活動の歴史) 1行目から4行目 近江学園で当初から「造形活動」に取り組まれたように記述されているが、実際は「生産活動」だったのではないか。 また、アール・ブリュットとして注目される活動だけを評価するのはどうか。 「本県における取組の歴史」などに触れる場合は、その表現や事実関係に注意が必要と思う。	修正 いただいた御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。  【修正前】 ・・・により設立された近江学園において、粘土を利用した造形活動が始まりました。  【修正後】 ・・・により設立された近江学園において、粘土を利用した生産活動から造形活動が始まりました。
4	6	(2 本県における障害者の文化芸術活動の取組状況 (3) 本県の取組) 「つちっこプログラム」で実施されている特別支援学校等への出張事業についても記載してはどうか。	修正 いただいた御意見を踏まえ、次のとおり修正します。  【修正前】8行目 ・・・県内の障害者の造形作品の公募展の開催、平成24年(2012年)に全国で初めて・・・  【修正後】 ・・・県内の障害者の造形作品の公募展の開催、陶芸家を特別支援学校等へ派遣し創造活動を支援する「つちっこプログラム」の実施、平成24年(2012年)に全国で初めて・・・

番号	頁	意見・情報の要旨	意見反映等に対する県の考え方	
<b>第4章 施策の展開</b>				
5	10	(1「親しむ」(1) 現状と課題) 県内市町の文化施設の多くが財政的な問題からユニバーサルデザイン・バリアフリー化や対応するスタッフの配置が行えていないことから、市町の文化拠点のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の現状調査や設備更新に対する財政的支援、また、スタッフに対する障害者への理解を深める研修を行っていくべきである。	その他	文化施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化改修にかかる国の制度が、平成30年度から拡充されたことから、こうした制度を活用してユニバーサルデザイン・バリアフリー化など必要な整備が進むよう市町に対する周知に努めてまいります。 また、障害者の文化芸術活動を支える人づくりを進めるため、計画策定を契機に障害者に対するサポートや理解に関する研修を充実してまいります。
6	10	(1「親しむ」(1) 現状と課題) 支援の主体として「家族」を明記してはどうか。また、家族とともに文化芸術に触れる際の優遇措置も記載してはどうか。	計画(原案)どおり	御意見の「家族」については「支援者」に、「優遇措置」については「観覧料の優遇」に含むものとして整理し記載しています。
7	10	(1「親しむ」(2) 施策の展開と主な取組 ① 障害の有無にかかわらず誰もが一緒に楽しめる公演や展覧会等の推進) 特別支援学校では公演や展覧会等の情報をできる限り発信するよう努めているが、生徒を支える教員自身の関心を高めるため、教員への入場料の免除などがあればありがたい。	その他	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
8	12	(1「親しむ」(2) 施策の展開と主な取組 ③ 障害者の作品を発表する機会の充実) 3行目から4行目 「発表の場を創造する活動に参加できる機会の充実を図ります」の表現が分かりにくいのではないかと。	修正	いただいた御意見を踏まえ、次のとおり修正します。  【修正前】 障害者が創造した作品を発表できる機会や発表の場を創造する活動に参加できる機会の充実を図ります。  【修正後】 障害者が創造した作品を発表できる機会や、 <u>障害者と地域の多様な人々が交流しながら作品を創造し発表する機会の充実</u> を図ります。
9	12	(2「つなぐ・支える」(1) 現状と課題) 8行目から10行目 「障害の有無にかかわらず誰もが文化芸術活動を楽しめる拠点や支援をする人が集える拠点となる機能を有する「場」の構築に向けて取組を進めます。」の表現について、「障害の有無にかかわらず誰もが文化芸術活動を楽しめる場の充実や支援をする人が集える拠点となる機能を有する場の構築に向けて取組を進めます。」という表現にしてはどうか。	計画(原案)どおり	本計画では、障害の有無にかかわらず誰もが文化芸術活動を楽しめることのできる拠点となる「場」の機能や、支援をする人が集える拠点となる「場」の構築に向けて検討を進めることとしていることから、原案のとおりとします。
10	15	(3「活かす」(2) 施策の展開と主な取組 ② 美術作品や舞台芸術作品等の調査・発掘、評価、収集・保存、発表・展示) 県立文化施設において障害者向けの公演等、具体的なものがあればその取組を記載してはどうか。	計画(原案)どおり	いただいた御意見の取組については、障害の有無にかかわらず誰もが一緒に楽しめる公演として、「親しむ」機会の充実に資するものとして記載しています。 本計画の「活かす」では、国際的水準の舞台芸術を国内外に創造発信する県立芸術劇場びわ湖ホールでの取組が、国内外への効果的な発信につながるとともに、滋賀の文化力を高めることに資するものと考えています。

番号	頁	意見・情報の要旨	意見反映等に対する県の考え方
<b>第5章 計画の推進</b>			
11	17	(1 推進体制 (2) 各主体に期待される役割と連携 ① 県民、地域社会) 1行目から2行目下記のとおり修正してはどうか。 「障害者の文化芸術活動を地域に根差した活動にするためには、県民一人ひとりの理解が重要です。そして、県民が主体的にかかわり、地域社会で障害者の文化芸術活動を支えていくとともに、障害の有無にかかわらず誰もが楽しめる文化芸術活動の場を創造していく役割が期待されています。」	修正 いただいた御意見を踏まえ、次のとおり修正します。  【修正前】 障害者の文化芸術活動を地域に根差した活動にするためには、県民一人ひとりの理解や主体的なかかわり、地域社会で支える仕組みづくりが <u>重要です。</u>  【修正後】 障害者の文化芸術活動を地域に根差した活動にするためには、県民一人ひとりの理解や主体的なかかわり、地域社会で支える仕組みづくりが <u>重要です。障害の有無にかかわらず誰もが楽しめる文化芸術活動の場を創造していく役割などが期待されます。</u>
<b>全般</b>			
12	18	文化芸術活動への意欲が旺盛な重度の障害者や、移動が困難で文化芸術活動の機会を得ることが難しい障害者への対応についても配慮する内容を織り込んではどうか。	計画(原案)どおり 本計画では、障害の種別や障害の特性にかかわらず、文化芸術活動に親しみ、活躍する環境の実現を目指しており、移動困難者への対応についても、今後検討を進めます。
13	19	地域文化より近い対象物や生活への芸術性を追求する試みも期待したい。	その他 いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。